

町報 岡垣

発行所
岡垣町役場
責任者
岡垣町長 辻 守 荘
印刷所
有限会社 大和印刷所
電話（宗像）2027番

岡垣町全地域の発展の基礎は築かれつゝあり、新年を迎えんと共に町民各位益々健康で明るい

町建設の為御精進を御願申し上げます。
私も町長就任後既に三カ年目を迎え、心身共に益々元氣であります。粉骨碎身町政に務め、町民各位の期待に添うべく頑張る覚悟であります。御指導、御鞭撻の程一重に御願いしまして、新年の御挨拶と致します。

昭和四十三年元旦

岡垣町長 辻 守 荘

年頭に当り

岡垣町教育委員長 加藤 健治

一九六八年元旦に当り、町民の皆様は心から新春の御慶びを申し上げます。

今年には明治百年に当り、往時を回顧反省し、将来への希望を画することは最も肝要なことと思います。

我国が、明治初年より幾度か国難に逢いながら、今日この産業の発達、文化の伸展を見るに至ったのは、一つに國を挙げ教育に邁進し続けた賜物であると確信いたします。実に教育の振興こそ人格形式の大支柱であり且つそれによって町を興し、國を建てる必須の源泉が湧出づるものであります。

翻って本町の現状を見ますと町内小中学校は本年度内に完工の戸切小学校を含め、三階建鉄

筋防音校舎がその環境に適応して建設され、それに伴う諸施設も着々進捗しつゝあります。
一面幼児のための保育園、私設幼稚園も運営され、幼児より生徒まで教育の殿堂は築き上げられましたことは誠に喜びにたえません。

此のように諸施設は調い今後の岡垣教育の伸展は大いに期待されますが、その成果を挙ぐるには、教師を中心に教育関係者は勿論、町当局、町民全体が「教育」に関心を寄せられて始めて其目的が達成されるのであります。

瑞光遍く輝く初日のもと「挙町完全教育」のスローガンを掲げて町民各位の御協力をお願いし新年の言葉といたします。

役場勤務時間変更お知らせ

十二月二十日より役場職員の勤務時間が次のとおり、変更されましたのでお知らせします。

記

一、平日（月曜日～金曜日）まで午前八時三十分から午後五時まで

二、土曜日は、午前八時三十分から午後〇時三十分まで。
（変更内容、従来の勤務時間は午前八時から午後四時三十分まででしたが、変更後は三十分繰下げになりました）

総務課

電話料金の支払いには便利な自動

振替制度をご利用下さい

電話料金を郵便局まで支払いに行くのに「遠くて」「忙しくて」また、支払期限を忘れて「

替制度」を利用していただくと大変便利です。

と、よくお聞きしますが、農協漁協、信用金庫、銀行等から自動的に支払いができる「自動振

詳しいことは海老津郵便局にお尋ね下さい。（電話でも結構です。）

町長新年の御挨拶



し、山田校のプール建設を皮切りに、各校の建設も着々計画の緒に達しつゝあり、交通に於いて待望の海老津 波津線の完全補装がなされ、環境衛生に於いて四十三年三月（伝染病）防音冷暖房病院の竣工と、塵埃処理場、火葬場の整備が計画されています。

輝やかしい一九六八年の新春を迎え、岡垣町一萬四千の町民の皆さんおめでとうございます。歴史的社會の発展は科学の進歩と共に加速度的発展を遂げ、総べての生産構造は驚異な変革を現わし、殊に都市近郊の岡垣町は町民各位の協力和努力に依り、県下稀な発展の道を邁進しています。教育施設に於いては中学、小学校四校が四十二年度に於いて防音校舎の建設も完成

産業界に於いては、農業は、米果樹、畜産と、農業構造改善事業の成果をみつゝあり、漁業は波津漁港の整備拡張計画が立案され、商業に於いては近代的なマーケット、或は商店の出現等総べての点に活気を帯びつゝあるものであります。
東部地域のベクトルダウンは上水道の完備と共に著しく開拓され中部地域の海岸道路の整備西部地域の観光的地立条件の進歩等

自衛官募集

陸上自衛隊員

海上自衛隊員

航空自衛隊員

受付期間 毎日

受付場所 役場総務課

簡単な服装で

一月十五日 成人の日

昭和二十三年中に生れた方の成人式を、一月十五日午前九時半から岡垣中学校で行いますので、該当者は全員参加下さい。

記

- 1、昼食後コーラスとフォークダンスをやりますから、洋服で参加下さい。
- 2、年始に婦人会の方から出欠

をとってもらいます。

その折ウドンの申込もして下さい。

- 3、無届の方は欠席とみなし、当日の昼食は用意しません。
- 4、当日出席された方は講演会が終るまでは静粛にして下さい。

犬は人に迷惑をかけずに

正しく飼いましよう

●畜犬取締り条例が制定さる

最近犬による被害が各地に発生し、大きな社会問題となつていきます。我が子のように可愛い犬でも飼ひ方を誤ると、人に咬みついたり、田畑を荒したりして大変人に迷惑をかけます。犬を正しく飼うために十二月十四日の町定例議会において、畜犬取締り条例が可決されました。かならず次の条項に違反しないように御注意下さい。

× × × × ×

岡垣町畜犬取締り条例

(目的)

第一条 この条例は、畜犬が人家畜等に害を加えることを防止し、もって社会生活の安全と公衆衛生の向上をはかることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 飼主、現に犬を所有し、又は管理するものをいう。
- (二) 畜犬、飼主のある犬をいう。
- (三) けい留、畜犬を丈夫な鎖、もしくは綱でつなぎ、又は「おり」もしくは「さく」の中に入れておくこと。

第三条 飼主は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (一) 畜犬が人、家畜、その他(以下「人畜等」という。)に危害を加えないようにけい留すること。
- (二) 畜犬が道路、公園その他の公共の場所、又は他人の土地、もしくは物件を不潔にし、傷つけ、もしくは荒らすことのないようにすること。

すことのないようにすること。

- (三) 畜犬を連行し、又は移動させる場合は、人畜等に危害を加えたり、恐怖を与えないように、丈夫な鎖、又は綱をかけ、かむおそのあるときは、口輪をかけること。

四畜犬を飼育していることを明らかにするため、門戸、玄関、その他見易い場所に規則で定める標識を掲示すること。

- 2、前項第一号及び第三号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (一) 警察犬、又は狩猟犬をその目的のために使用するとき
- (二) 人畜等に危害を加えるおそれのない場所、及び方法で畜犬を訓練し、又は移動させるとき、
- (三) 前各号のほか、規則で定める行為をするとき。

(捨て犬の禁止)

第四条、なにびとも犬を捨ててはならない。

- 2、飼主が畜犬の飼育困難な場合は、新たに飼主がある場合のほか、当該犬を遠賀保健所に引渡さなければならない。

(清潔の保持)

第五条、飼主は常に畜犬の飼育をしている場所の内外を清潔にし、畜犬のし尿、その他の汚物を衛生的に処理し、昆虫の発生の防止駆除に努めなければならない。

(こう傷犬の届出及び検診)

第六条 飼主は、畜犬が人をかんだときは、すみやかに町長に届け出るとともに、当該畜犬を獣医師に検診させなければならない。

- 2、前項の規定により、検診した獣医師は、その検診状況を町長に報告しなければならない。
- 3、人をかんだ畜犬の飼主は、当該畜犬をそのかんだ日から二週間以上堅固な口輪をかけ、特に注意してけい留しなければならない。

(診断書交付の義務)

第七条 飼主は、畜犬にかまれた者、又はその代理人から当該畜犬にかかわる狂犬病及び規則で指定する疾病の有無について診断書の交付を求められた場合は、すみやかにこれを交付しなければならない。

(措置命令)

第八条 町長は、飼主が第三条第五条及び第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該飼主に対して危害の防止、又は清潔の保持のため、必要な措置を命ずることができる。

(立入調査)

第九条、町長は、前条の規定による措置の実施状況を調査する必要があると認めるときは、職員をして飼主の土地、その他関係のある場所(人の住居を除く)に立入調査をさせ、又は関係人から必要な報告を求めることができる。

- 2、前項の場合において、立入調査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第一〇条 町長は、飼主が次の各号の一に該当したときは、地方自治法第一四条第五項の規定により、三万円以下の罰金、又は科料に処する。

- (一) 第六条第一項の規定に違反したとき。
- (二) 第八条の規定に違反したとき。
- (三) 正当な理由がなく第九条第一項の規定による職員の立入調査を拒み、もしくは妨害、き避、又はいっわりの報告をしたとき。

(罰則)

第一一条 法人の代表者、又は法人もしくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務(財産)に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、又は科料を科する。

(委任)

第二一条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。以上

「あなたの犬は、あなたの責任と、あなたの愛情で正し

(住民課)

年末の交通事故防止のために

折尾警察署管内では本年十月

末現在で二十一名の尊い生命が交通事故で失われました。交通事故は本人の不幸ばかりでなく家族全員に不幸をもたらす結果となります。皆さん次のことに気をつけて、明るい楽しい正月を迎えるようにしましょう。

「ちょっと一杯が事故のもと」
「事故をなくして明るい正月」

運転者へ

一、一杯や二杯の酒では運転に支障はないという考えが危険です。酔うはずのない酒が走行中に自慢の腕をくるわせ事故を招くものになります。

二、酒をのんで車を運転すること自体、厳しく批判されるが事故でも起こしたときは即日免許停止となるほか、厳しい法的制裁を受けることを自覚してほしいものです。

三、忘年会や祝い事など、あらかじめ酒の出ることを予想される所に行くときは、他の交通機関を利用しましょう

一般の人へ
一、車を運転中の人、またはこれから運転しようとする人には、絶対に酒をすすめないようにしましょう。

二、酒を飲んで車を運転する人を認めたら、まわりの人みんなが運転をやめさせましょう
三、酒類販売業者は車を運転中の人には酒を売らないよう努

〇いわゆる押売等の防止

正月は獅子舞や猿まわし、あるいは物売りが無理強いするいわゆる押売事犯が多くなります。このような場合はハッキリ断り家に入れない、相手にならない

く飼いましょう。

判らないことがありましたら住民課まで御問合せ下さい

めてほしいものです。

四、自転車の方には灯火を、後方には反射鏡をつけるようにしましょう。

五、夜間の歩行は、白いものを着用するか、懐中電灯を前後に振って歩行中であることを運転手さんに早く気付いて貰うようにしましょう。

参考

酒による交通事故の実態について説明しますと(本年一月～九月までのもの)

発生一、四四九件、死者五九人で死者については昨年同様に比較して十五人です。車種別では自動二輪(含原付)が最も多く年令別では、二〇才代、三〇才代が全体の七八%を占めています。職業別では建設業者(大工、左官さん等)の事故が非常に多い。

次に運転者の、その時の考え方をみてみますと
これ位大丈夫と思ったが全事故の五〇%を示しています。全然考えなかった、が二四%見られますがこれなんかは時代の流れ動きを見ない人と思

又事故の類型では

追突事故二二%背面歩行者をはねる一三%駐車々々追突八%すれ違い接触四%となっており、これは酒がなかったならば防止出来る事故です。

皆さん明けてからお目出度うございます。

今年もつぎのようなことに注意して犯罪のない明るい楽しい新春を送りましょう。

ことが大切で、すぐ一〇番へ届出るか最寄りの派出所、駐在所に届出ましょう。

〇狩猟について

正月休みを利用して銃猟をする人が増えますが
一、猟銃等は県公安委員会の所

持許可を受けておかねばなりません。

二、所持許可のほかに狩猟免許を受けなければ狩猟はできません。

三、銃ははだかのまま携帯運搬することはできません。銃袋に入れて携帯運搬して下さいまた「たま」をこめて携帯運搬することもできません。

四、鳥獣保護区、休猟区、道路神社、寺院の境台、墓地、家

屋の密集地帯、または人に危害を与えるおそれのある場所では猟銃などは発射できません。

五、狩猟は日の出後から日の暮れるまでの時間にしか出来ません。

六、猟銃類は他人に貸してはなりません。休猟区等わからない点は、最寄りの派出所か駐在所または警察署にお問合わせ下さい。

花束

岡垣町保育園では十一月三日の勤労感謝の日、園児一同花束と自由画(園児が描いた)を持って、海老津駅、郵便局、駐在所等を訪問、日夜仕事に精出しておられる大人に感謝の意を表した。

岡垣中央幼稚園でも十一月十二日前記同様花束を贈呈して町内官公署に感謝の意を表された。

本町の職業安定協力員に戸切百合野の岡村敬次氏がなられているので紹介します。
協力員は公共職業安定所長の指示を受けて求職者の相談、事業主に対する雇用の勧奨等行ないます。

交通事故相談について

交通行政については、最近とくに重要な問題となっております本年七月、県に交通事故相談所が開設されており、町は総務課で交通関係の事務を執り行っており、交通事故に会われて被害者となり、加害者から充分な保障をしてもらえず困っておられる方は早めに役場総務課に相談下さい。

記

- 相談の内容
- 一、交通事故(不法行為)と損害賠償
 - 二、人身事故の場合(損害賠償請求と自賠責保険)
 - 三、物損事故の場合(車両、対物賠償保険)
 - 四、自賠法について(他の社会保険との関係、仮渡金制度内払制度、被害者請求)
 - 五、被害者として示談交渉する場合。
 - 六、調停について。
 - 七、裁判について。

(総務課)

議会だより

第七回臨時町議会は、十一月二十四日午前九時三〇分、岡垣町議会議事堂に招集され、会期は一日と決定。次の議案が可決された。

議案第七十六号

特別委員会の選任について

岡垣町役場庁舎建設委員会を設置したので岡垣町委員会条例(昭和二十四年条例第三号)

第二条により特別委員の選任を求める。

庁舎建設特別委員 一〇名

委員

太田金平
木原善次
河原安八
広渡松雄
岩崎一樹
花田 満
川原清彦
宗岡輝雄
木原寿雄
麻生一男

〇万場一致で原案可決

議案第七十七号

昭和四二年度旱害等による町民税減税条例。

提案理由

昭和四十二年度旱害等災害被災者に対する町民税の減免措置が

必要なため。

○万場一致で原案可決。

議案第七八号。

岡垣町内道路（里道）の廃止について。

道路法第一〇条第一項の規定により、岡垣町道路（里道）を左記のとおり廃止するものとする。

記

起点 高倉字関前一三〇ノ二

終点 高倉字関前一二九ノ一

延長 七十四米

列員 一、四米

目的 里道の変更の為

・万場一致で原案可決

議案第七十九号

戸切小学校建設用地内墓地廃止について

戸切小学校建設用地として取得した左記土地（墓地）を地目変更するので墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号）第一〇条第二項の規定に基づき町議会の議決を求める。

記

戸切字竜王二二三

墓地 六歩 山村に変更

戸切字竜王二二四

墓地 六歩 山村に変更

・万場一致で原案可決

議案第八〇号

湯川村道新設工事請負契約について

岡垣町契約条例の規定に基づき指名競争入札に付した林道新設工事について下記のとおり請負契約を締結したので、町議会に報告する。

一、契約の目的

湯川～内浦海蔵寺林道新設工事

二、契約の方法

指名競争入札による契約

三、契約の金額及び契約の相手

方金五、三一六、〇〇〇円

岡垣町海老津

小西建設工業KK小西直行

四、工期

昭和四十二年十一月一〇日から昭和四十三年三月二〇日まで

五、支出科目

一般会計農村水産業費の林道新設費より

・万場一致で原案可決

議案第八十一号

戸切小学校防音建築請負契約について

岡垣町契約条例の規定に基づき指名競争入札に付した戸切小学校防音建築工事について左記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決を求める。

記

一、契約の目的

戸切小学校移転防音建築工事

二、契約の方法

指名競争入札による契約

三、契約の金額及び契約の相手方

敷地造成工事四、七〇〇千円

岡垣町海老津小西工業株式会社、小西直行

・建築工事二九、〇九〇千円

福岡市下臼井柴垣一四九四ノ

二株式会社案浦組、案浦兼雄

○給配水換気工事六、三四一千

円福岡市赤城一丁目一三一三

八株式会社ツカダ製作所遠藤

剛

○電気工事、二、三九一千円

福岡市舞鶴一丁目四番七号

電気興業株式会社、木村保寿

○鋼製建具工事六、六六四千円

福岡市大名二丁目一番一九

日本建鉄株式会社 堀江昌次

○設計委託料一、一七〇千円

福岡市東中洲高瀬ビル内

和田設計コンサルタントKK和

田吾市

○合計 五、〇三五六千円

四、工期

敷地造成工事については

昭和四十二年一〇月九日より

昭和四十三年二月二九日まで。

その他工事については

昭和四十二年一月二一日より

昭和四十三年三月三一日まで

五、支出科目

一般会計戸切小学校建築費よ

り

○満場一致で原案可決。

議案第八三号

昭和四十二年度公営住宅建設工事

請負契約について

岡垣町契約条例の規定に基づ

き、指名競争入札に付した公営

住宅建設工事（一種住宅八戸二

種住宅四戸）について、左記の

とおり、請負契約を締結したの

で、町議会に報告する。

記

一、契約の目的

公営住宅建設工事一二戸

二、契約の方法

指名競争入札による契約

三、契約金額及び契約の相手方

○主体工事 八、二四五千円

八幡区黒崎町三丁目

村上工務店 社長 村上義春

○水道工事 二八五、五百円

岡垣町西山田、土屋隆信

○電気工事 二九〇千円

宗像郡福岡町 九州電気工事

KK福岡営業所

四、工期

昭和四十二年一〇月一日より

昭和四十三年二月二八日まで

五、支出科目

一般会計 公営住宅建設費よ

り

○満場一致で原案可決

一月二八日庁舎建設特別委員

会を開催、左記のとおり正副委

員長が決る。

記

庁舎建設特別委員長河原安八

副委員長木原寿雄

亀石之碑

内浦小学校講堂の西に写真の亀石があり、簡単な碑文も書いてある。

昔平清盛が宗像神社に鐘を寄進しようとし、支那から舟で鐘を運んできたが、海の竜神が鐘を欲しがり、鐘崎の海で舟を転覆させ、鐘を奪ってしまった。

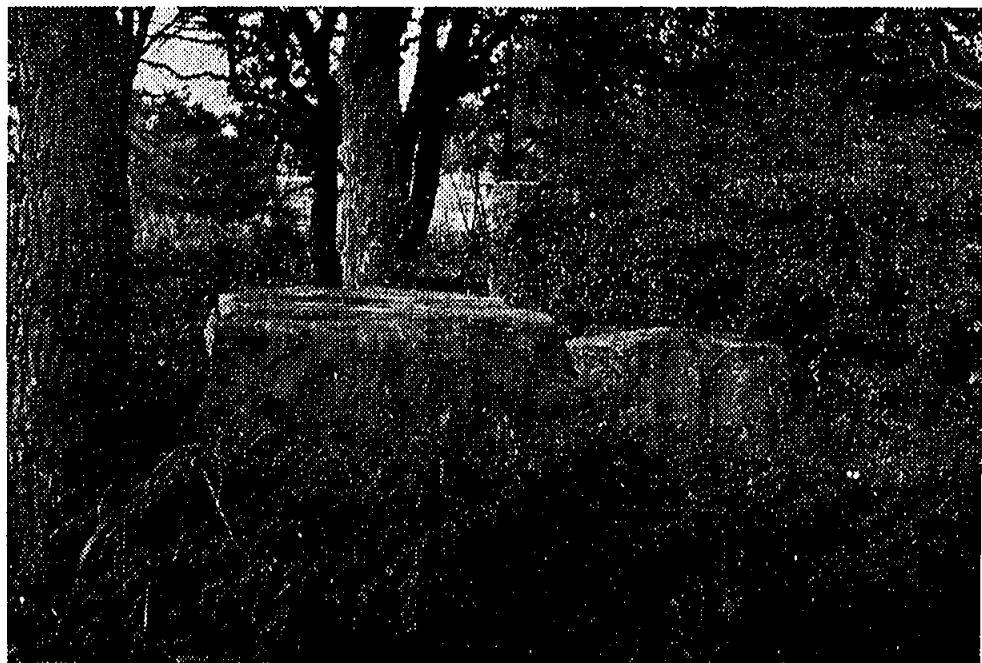
竜神はその代りに亀に翁の面をくわえさせ、内浦学校南の石象の高地に上らせた。

内浦平山には猿楽師がいて、毎年八月十五日の宗像神社の祭には猿楽を勤めていたが、亀がくわえた翁の面をとり、宗像神

社に奉納し、亀石太夫といったと。

碑文には奉納の時を明応八年と記しており、平清盛が太政大臣になった時とは、三百三拾年位差があるが、亀石がもとあった所は、原の東、内浦と界の赤土ばかりの高い所で、附近は石のあるような所ではないのに、こんな大きな石が二つもあったのは不思議。

内浦学校講堂建設の時、その土をとり埋めたたので、現在地に移している。



亀石之碑